

市は、岩手・宮城内陸地震に対して寄せられた災害義援金を活用し、第3次支援策を決定しました。今回は2項目の復興支援策を行うほか、義援金の留保分（残金）のうち、市受付義援金を基金として積み立て、21年度以降の支援に備えます。

2事業追加し復興支援

市はこれまで、岩手県に寄せられた災害義援金から2次にわたって配分を受け、市に直接寄せられた義援金と合わせて、被災者見舞金をはじめ、避難支援、復興支援、防災支援に活用してきました。昨年12月には県から3次配分があり、市には前回同様、県全体の45・98%に当たる2920万円が追加されました。これらを含め、市がこれまで受け付けた義援金の総額は、5億5205万円に上ります。（表1参照）

などを行います。（表2参照）

第3次支援策実行後には、県配分金と市受け付け分を合わせて8049万円が残る見込みです。このうち、市受け付け分は基金として積み立て、県配分金の留保分とともに、今後の支援策に備えた財源とする予定です。



風評被害対策として胆沢区、衣川区産の農産物などを販売した奥州農産物フェア（2月7、8日、東京銀座）

【表1】岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震の災害義援金の状況

単位：円

地震名	区分	岩手県義援金配分金	市受付義援金	合計
岩手・宮城内陸地震	1次配分額	2億4,671万0,071	6,207万4,684	3億0,878万4,755
	2次配分額	1億8,744万4,397	1,066万4,493	1億9,810万8,890
	3次配分額	2,920万4,419	849万9,140	3,770万3,559
	小計	4億6,335万8,887	8,123万8,317	5億4,459万7,204
岩手県沿岸北部地震	配分額	745万0,000	0	745万0,000
合計		4億7,080万8,887	8,123万8,317	5億5,204万7,204

※岩手県からの配分金は20年12月10日までの受け付け分、市受付義援金は1月31日までの受け付け分

【表2】岩手・宮城内陸地震の災害義援金を活用した第3次支援策

支援策の内容	経費(円)
復興支援 被災した自家水道など（116件）の復旧支援に	1,013万6,000
被災宅地（59件）の復旧支援に	750万0,000
合計	1,763万6,000

【表3】第3次支援後の留保予定額

区分	配分または受け付け済みの額	実施済みまたは実施予定支援策の経費	留保予定額(残金)	執行率(%)
岩手県災害支援配分金	4億7,080万8,887	3億9,913万5,500	7,167万3,387	84.8
奥州市受付災害義援金	8,123万8,317	7,242万6,549	881万1,768	89.2
合計	5億5,204万7,204	4億7,156万2,049	8,048万5,155	85.4

■問い合わせ 本庁総務課（内線 452）

5自治区で異なっている税率を段階的に統一

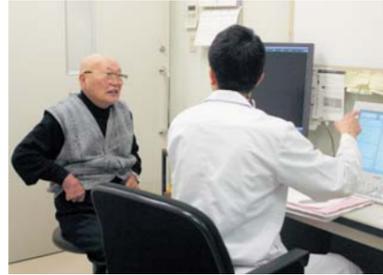
21年度から 国保税の税率が変わります

国民健康保険税は現在、市町村合併の特例により自治区ごとに異なった税率が適用されています。市はこれを平成21年度から段階的に調整を行い、23年度に統一することにしました。医療費の給付が伸びる中、急激な負担の増加を避けるため、完全統一を2年延期し、より一層の経費削減などにも努めています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

税率を統一しなければならない理由

国民健康保険税は、会社や官庁などの健康保険に加入している人以外の人を対象に、医療の給付を行うことを主な目的とした国民健康保険（国保）の事業の費用に充てるため、地方税法に基づいて市町村が課税する税金です。

奥州市の国民健康保険税（国保税）は市町村合併時の協議で「平成20年度までは不均一課税とし、平成21年度を目途に統一する」とされています。合併時の急激な負担の変化や十分な検討時間を確保する必要性などから、旧市町村が決めた税率の適用が特別に認められていたものです。従って、21年度に向けて自治区ごとに異なる状態を解消する必要がありました。



国保事業で運営されている市の診療所（衣川診療所）

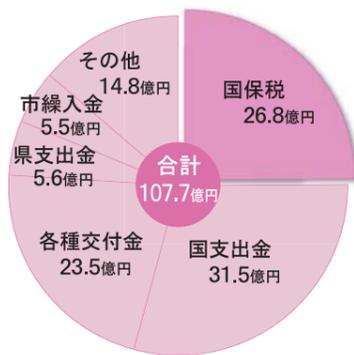
税率を決めるまでの流れ

国保税は、使い道が決まっている目的税であり、最初から税率が決まっているものではありません。市の国保事業を行うために必要な額を計算し、そのうちの何割かを国保の被保険者である市民の皆さんに負担していただく仕組みです。最初に支出を計算するから国保税が高くなると思う人もいるかもしれませんが、しかし収入に合わせた運営では、医療機関への支払いがでず、結果として国保事業が成り立たなくなる危険があります。このようなことを防ぐため、算出方法が決まっているのです。

税率がどのようにして決められているかを簡単にまとめると次のとおりです。

- 1 国保事業を行うために必要な事業費総額の算出（どれぐらい経費がかかるか）
- 2 事業費総額（1）に見合う歳入の算出（どのようにして収入を確保するか）
- 3 歳入のうち被保険者が負担すべき負担総額の算出（2のうちどれぐらいを被保険者に負担してもらうか）
- 4 負担総額を確保するための被保険者負担割合である税率の算出（税率をいくらにすると3を確保できるか）

国保会計歳入の内訳（20年度当初予算）



負担割合（税率）の検討結果

被保険者の負担割合である税率は、市民の代表も入った「国保財政検討委員会」による検討結果を基に、次のような経過で最終案が決まりました。

21年度統一案＝合併協議のとおり21年度に統一する

↓ 急激な負担増となるため見直し

23年度統一案＝統一を23年度に延期し、21年度から段階的に統一する

↓ さらに負担を抑えるため見直し

最終案＝23年度への延期に加え、一部の税率を必要額に満たない税率で調整（急激な負担増に配慮した統一案として決定）

新しい税率

12・13歳には21年度以降の税率と、それを基にした計算例などを載せていますので、ぜひご覧ください。

■問い合わせ 本庁市民税課諸税係（内線 342・343）